



<著者>Profile

弁護士 橋本 昭夫

昭和47年に現在の橋本・大川合同法律事務所を開設。

以来、上場企業をはじめとする数多くの企業の顧問弁護士に就任し、労働問題や債権回収、M&A、民事再生事件など、企業を取り巻くさまざまな法律問題の解決に携わっている。

札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

## 事業外労働における

## みなし労働時間制

**Q** 当社では、外回りの営業を行って  
いる従業員が多数おります。

**A** このような従業員については、実際の  
労働時間が把握できないのですが、何か  
よい制度はないのでしょうか？

**A** 労働者が事業場外で労働し、かつ、  
その労働時間を使用者が把握でき  
ないときには、所定労働時間だけ労働し  
たものとみなして労働時間を計算するこ  
とができます（みなし労働時間制 労働  
基準法三十八条の二第一項）。

ただし、当該業務を遂行するために通  
常所定労働時間を超えて労働することが  
必要となる場合には、当該業務の遂行に  
通常必要とされる時間労働したものとみ  
なされます。なお、この場合、事業場の  
労使協定があれば、その協定に定める時  
間を当該業務の遂行に通常必要とされる  
時間とみなすこともできます。

**Q** どのような場合に事業外労働につ  
いてみなし制を適用できるの  
でしょうか？

**A** この制度は、①事業場の外で労働  
がなされること、②労働時間を算

定したいこと、の要件を満たす必要が  
あります。

**Q** 当社の営業職員の場合、一日中事  
業場外で労働するわけではなく、

午前だけまたは午後だけ営業に出回っ  
ているのですが、このような場合にでも、  
①の要件は満たすのでしょうか？

**A** 労働の一部が事業場外で行われ、  
一部が事業場内で行われているよ  
うな場合であっても、みなし労働時間制  
を適用することは可能です。

この場合、事業場内の労働時間につ  
いては把握が可能ですので、事業場外での  
労働についてのみ、みなし計算が行われ  
ることになります。

**Q** 当社の営業は、携帯電話で事業場  
内の上司と密に連絡を取り合っ  
て行っています。このような場合にでも、  
②の要件を満たすのでしょうか？

**A** 行政解釈においては、以下の場合  
にあることから、みなし労働時間制を適用  
することができないこととされています。

(1)グループで事業場外労働をする場合  
で、そのグループの中に労働時間を管  
理する者がいる場合  
(2)無線やポケットベルなどによって随時  
使用者の指示を受けながら労働してい  
る場合  
(3)事業場において、訪問先、帰社時刻な  
どにつき具体的な指示を受けてその指  
示どおりに業務を行い、その後事業場  
に戻る場合

従いまして、貴社のように、携帯電話  
で密に連絡を取り合っただけで営業を行っ  
ているような場合には、(2)に該当することか  
ら労働時間を把握することが可能である  
として、みなし労働時間制を利用するこ  
とができない恐れがあります。

橋本・大川合同法律事務所

札幌市中央区北四条西二十丁目一―二八

☎ 〇一―六三―二三〇〇